



安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : <http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/>
郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

第3回口頭弁論、原告2名が意見陳述

●原告2名から意見陳述がなされる

まず裁判長から、3日前に被告靖国を「応援する」側が新たに119名の補助参加申立をしたが、裁判所は直ちに「本件への利害関係がない」として前回と同様に棄却したこと、原告2名の取り下げを承認することなどの言。そして今回から1次と2次訴訟を併合、これで633人の大原告団となった。今回は原告2人の意見陳述が実現した。要約すると、

P・Mさん(30年以上日本在住のオーストラリア人司祭): 首相参拝は国民に靖国信仰を普及させる。遊就館は歴史を歪曲して日本軍の残虐行為を無かったことにごまかし、安倍首相はそれを黙認している。父母の兄弟たちはオーストラリア攻撃をした日本軍と闘っており、伯父は戦死した。日本はビルマ泰緬鉄道建設に多数のオーストラリア人捕虜を虐待酷使。70年たった今でも日本人の残虐行為、捕虜の受けたさまざまな苦しみを憶えて激しく怒る豪人が多い。氏は日豪の和解活動をしている。オーストラリアが関与したアフガンやイラクへの戦争にも反対、全ての戦争に反対である。カトリック教会も十字軍や宗教裁判、植民地化など多くの罪を犯してきたが近年謝罪した。靖国は謝罪しないのか。無駄死にさせてしまった日本軍兵士にも詫げるべきだ。裁判所は戦争に反対し平和を望む全ての人々のための判決を。

L・Hさん(南京市の弁護士): 日本で民事法の研究もした。731賠償請求訴訟、南京大虐殺生存者名誉棄損裁判などに関わってきて、日本軍の残虐性を痛感。首相参拝に強い憤りをおぼえ原告団に加わった。靖国は日清戦争以来の対中国侵略戦争戦死者を英霊と讃えて祀っている神社。日本軍の残虐は南京大虐殺が有名だが、実際には中国全土で残虐をしており「残虐大量虐殺が日本軍の特徴」と多くの中国人が思っている。残虐を実行した兵士達を英霊と敬って参拝することは、中国人の心を深く傷つける。戦後日本は平和憲法の下に再出発し、72年の日中共同声明では中国への反省を述べている。しかし安倍首相は戦争責任について不誠実な態度・発言を繰り返し、反省でなくむしろ戦争美化・正当化している。安倍首相参拝は中国人の気持ちを踏みにじるもの。だから今回、731細菌戦や重慶無差別大爆撃遺族など多数の被害中国人が原告に参加した。中国人原告の切実な訴えを真剣に受け止めさせたい。

以上弁論法廷は、前回のような被告側興奮の場面もなく穏やかに終了した。

●傍聴後報告集会のおおよそ

I・A弁護士: 今回提出した準備書面2では、まず第1項を、

次々出される安倍政権の戦争国家化準備政策の確認にあてた。小泉参拝と違って、今回参拝行為は具体的に戦争国家をめざしている安倍政権の動向と密接につながっているからである。

K・Y弁護士: 今後も安倍の政治動向の中で靖国がどんな役割を果たしているか歴史的に深めて、小泉訴訟の時とは状況が違うことを主張、立証していく必要がある。

L・Hさん: 中国では法廷で被告・原告らが口頭で喧々譁々論じ合うのが主だが、日本の法廷は書面のやり取りだけで進めることが多いのに違和感がある。多くの中国人は戦後70年間の日本国憲法下平和主義を認めている。しかし、加害責任者A級戦犯を首相が参拝することは許し難いと思っている。安倍首相は過去の加害事実を切り捨ててはいけない。

O・Kさん(原告、日本カトリック正義と平和協議会): フィリピンの元「慰安婦」裁判を支援してきたが、裁判所は「慰安婦」だけでなくフィリピンでの虐殺などの事実さえ認めなかった。しかし被害者は決して忘れていない。自分の父は生還したが戦地での加害・虐待経験などPTSDで戦後1年で自死した。自分はカトリックの司祭ではあるが、戦前バチカンが日本の満州国をまず承認した歴史を知っている。

I・K弁護士: この裁判には731部隊被害1人、重慶爆撃遺族30人が中国から原告になっている。彼らの戦争被害の記憶を裁判所にはっきり示したい。

W・Xさん(原告): 731裁判を支援された方々の顔が見えて感動。今回は被害者でなく戦争に対する根底問題として、日本人と同じ立場で裁判に関わられて嬉しい。小泉参拝裁判での最高裁判決「原告主張は感情問題にすぎない」はひどい。あの戦争は日本国内での戦争でなく日本軍が中国に入り込んで加害したのに、日本の首都に戦争責任者の靖国神社があり加害兵を讃えているだけでも、単なる感情問題ではない。さらに200万日本兵の命をムダにした恨みをごまかしている。この裁判は平和の力を世の中に見せる機会、と思っている。

Q: 原告: 裁判所はできるだけ早く終わらせてがっているようだが、ていねいに長引かせるのが大事と思う。今後、学者的意見や証人尋問も考えて欲しい。

A: I・A弁護士: 数か国からの原告の多彩な主張があること、安倍政権の右傾急進(9日の自民党大会で改憲と靖国参拝継続などを行動方針として採択)を見極め、小泉訴訟の焼き直しでは許されない情勢にあることをじっくり実証していく必要がある。若い学者の証人尋問ができればいいと考えている。

71名が傍聴報告集会に参加した。

O・Y(事務局)

原告意見陳述書

原告 M、P

1. はじめに

私はM、Pと申します。オーストラリア出身の聖コロンバン会のカトリック司祭です。日本に住んで30年以上になります。

私がなぜ安倍首相の靖国神社参拝を不快に思っているかについて、陳述させていただく機会を与えて頂いたことを深くお礼申し上げます。

私が安倍首相の靖国神社への参拝に反対する一番の理由は、政教分離違反です。

靖国神社は宗教施設です。安倍首相が首相という公的立場をわきまえずに、靖国神社に参拝し、そうして靖国神社信仰を支援しました。私はこれを認めることができません。

靖国神社自体にも問題があります。すなわち、靖国神社はアジア太平洋戦争の歴史を歪曲しています。靖国神社の敷地内にある戦争博物館の遊就館では、アジア太平洋戦争の歴史は正確に描かれていません。

日本軍が犯した残虐行為はきれいごとでごまかされています。日本の戦争犯罪を正直に認め、謝罪していません。日本人の苦しみに対しては多くの注意が払われていますが、侵略された国々の人々の苦難に対してはほとんど言及されていません。

安倍首相は、このような日本の戦争犯罪の真実に対する認識拒否を黙認しているようにみえます。

また、私は靖国神社が戦没者を勝手に英霊として合祀することも問題だと考えています。ここに合祀されたくない個人の権利はどうなるのでしょうか。

2. 日本軍のオーストラリア攻撃

私の父とその5人の兄弟、及び母の兄弟の1人はすべて、第2次世界大戦に兵士として参加し、ダーウィンを空爆し、シドニー湾を潜水艦で攻撃した日本軍と戦いました。多くのオーストラリア人捕虜が、泰緬鉄道の建

設で日本軍の残虐行為に苦しみました。父親の長兄のG・Mは、1945年7月31日にブーゲンビル島で戦死しました。そのため、私が宣教師として日本に行くと両親に伝えたとき、両親は喜んでくれませんでした。70年経った今でも、当時の日本軍の残虐行為やオーストラリア人捕虜の凄まじい苦しみについて思い出すと、激しく怒るオーストラリア人がいるのです。

最近では、“The Narrow Road to the Deep North”（北部深部への狭き道）という本や“Railway Man”（鉄道工夫）という映画がそうした記憶を甦らせました。

3. 日本とオーストラリアの和解

私が日本に住む目的の1つは、日本とオーストラリアとの和解です。日本で活動するオーストラリア人の兄弟T・GとP・Gは、両方ともマリスタ修道会の司祭ですが、日本とオーストラリア間の和解のために長年、日本で活動しています。例えば、シドニー西方にあったコウラ収容所を脱走後、射殺された日本人捕虜のために日本から仏教僧を招き、供養を行うなどの和解活動をしてきました。

私は何人かの元日本兵が戦争犯罪を告白したということを知って喜びました。また、何人かの元オーストラリア人兵士も戦争犯罪を告白したとも聞いています。

安倍首相の靖国神社参拝は、T・G司祭やP・G司祭が築き上げてきた日本とオーストラリアの和解活動を駄目にするかもしれません。私のささやかな和解活動にとっても助けにはなりません。ですから、私は彼の靖国



P・Mさん

神社参拝を認めるわけにはいきません。

4. あらゆる戦争に反対する

私は、日本のアジア太平洋諸国への侵略だけでなく、すべての戦争に反対しています。

この世界の全てのものは神によって作られ、その全てはつながり合っています。戦争はこの繋がりを否定し、破壊します。この繋がりを破壊することは自分の一部を壊すことでもあります。

私は日本で人々が共同体意識を大事にしていることに感銘を受けています。西欧社会では、個性とか独立性が日本より強調されています。そして多くの西欧人は他の人々や他のモノとのつながりに気が付いていません。

私はオーストラリアが関与したイラク戦争、アフガニスタン戦争にも反対です。多くのオーストラリア人が反対しています。

戦争を望む政治家は、戦争に反対することは兵士を支援しないことだと非難します。これは政治家が戦争批判をやめさせようとする手口です。そうすると特定の戦争に反対している人々の中には、兵士を非難していると思われるたくないため、戦争批判自体を遠慮する人が出てきます。

しかし、戦争が不正ならば、兵士たちは戦争に参加すべきではありませんし、兵士を支援する義務はありません。そのような状況で兵士を本当に支援したいのなら、戦争に行かせないことです。

たとえ兵士たちが正しい戦争のために戦うのだと信じていたとしても、不正な戦争であるならば兵士を支援するべきではありません。それより、彼らを戦争に行かせたことを詫げるべきです。兵士たちに人殺しをさせ、無駄死をさせてしまったことを詫げるべきです。

5. カトリック教会の過ち

ご存知のように、カトリック教会もイエス・キリストの教えをしばしば無視して十字軍、宗教裁判、植民地化

に関与してきました。

人が救済される（天国に行く）ためには、洗礼をうけなければならないと信じて、カトリック宣教師は、植民地化の時代に全世界で強制的に多くの先住民に洗礼を受けさせました。それを拒否した先住民が軍隊によって殺されるのを傍観したのです。宣教師たちは先住民を助けるつもりだったのでしょうが、それは間違いでした。

メキシコの人口は1532年に1687万1408人で、1580年には189万1267人でした。ハンス・ギュンター・プリンによる新世界の人口推計は1492年には1億人で、それが1570年には推定1000万から1200万人だとしています。これは比類のない大量虐殺です。

近年になって、何人かの法王は犯罪の一部について謝罪しました。一方で、靖国神社はその過ちを謝罪するつもりはあるのでしょうか。

キリスト教に限らず、全ての本物の宗教は、平和を希求します。それとは反対に靖国神社は戦争を賛美しています。安倍首相の靖国参拝は平和を望む人々の気持ちを無視しています。

6. 裁判所に求めること

平和より大切なものはありません。平和とは、戦争がないというだけではありません。他の人々とのつながりを認め、強化することです。

靖国神社は戦争を肯定します。安倍首相の靖国参拝は、日本人だけでなく、中国人や韓国人、ドイツ人、オーストラリア人など世界中の地球市民が、自分たちの歴史を反省し、互いに詫びながら、数世紀に渡る長年の活動を破壊するものであることを理解して頂きたいのです。

貴裁判所に対しては、平和を守り、戦争を終わらせることを望むすべての人々のために判決を行って頂きますようお願い申し上げます。

(聖コロンバン会司祭)

原告 L・H

1. はじめに

私は中国江蘇省南京市の弁護士です。私は、1995年から約6年日本に滞在しました。その間に一橋大学大学

院法学研究科で民事法を研究して修士学位を取得し、また日本の法律事務所で仕事をしました。日本滞在中は、指導教官をはじめ多くの日本人が私の勉学を応援し支えてくれました。そして私はたくさんの日本人と友達になりました。

現在、私は、主な弁護士業務として、江蘇省における日系企業を対象とした日本語による法的サービスの提供



L・Hさん

を行っており、日本と私は切っても切れない密接な関係にあります。

さて、一昨年
の12月26日、安倍首相が靖国神社に公式参拝しました。私は中国侵略戦争の残虐さを知る中国人として首相の靖国神社参拝を許すことができません。

私は、この安倍首相の靖国参拝に強い憤りをおぼえ、自分の良心の声に従って靖国参拝違憲訴訟の原告団に加わりました。

2. 侵略戦争を賛美する靖国神社

私は弁護士になってから、731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟（1997年、東京地裁提訴）で原告団長のW・Xさんを手伝ったり、南京大虐殺の生存者であるL・Xさんの名誉毀損裁判（1999年、東京地裁提訴）ではL・Xさんの中国側代理人を務めたりしてきました。

このように私は幾つかの戦後補償裁判にかかわり、改めて日本軍が侵略戦争の中で非人道的な戦争犯罪を行ったことを認識し、日本軍国主義の残虐さを痛感しました。

これらの残虐な行為の数々を犯した日本軍兵士たちは「死んで靖国で会おう」という合い言葉の下に侵略戦争に動員されました。このように靖国神社は、日本が日清戦争以来行ってきた中国に対する侵略戦争で命を落とした日本軍兵士を英霊として顕彰し、侵略戦争を賛美し、さらに参拝者を侵略戦争に動員するための軍事的施設でした。

私は、侵略戦争を賛美してきた靖国神社は、本来は敗戦と同時に廃止されるべき存在だったと思います。靖国神社は今も重い戦争責任を負っていると思います。

3. 日本軍の中国侵略

日本は1931年から1945年まで中国及びアジア諸国に対する侵略戦争を行い、この間には台湾や中国東北を植民地とし、かつ多数の中国及びアジア諸国の民衆を殺戮するなど甚大な被害をもたらしました。中国の犠牲者だ

けを見ても、1937年の日中全面戦争以降の日本軍の中国侵略戦争によって少なくとも約2千万人以上の中国人が殺されました。日本軍による大量虐殺は南京大虐殺が最も有名ですが、実際には日本軍は中国各地で南京大虐殺と同じような虐殺行為を行っていました。私たち中国人から見れば、「残虐な大量虐殺」こそは日本軍の中国侵略戦争の特質であり本質だと思います。

中国人は、日本政府に対して、日本軍が侵略戦争で中国に甚大な被害を与えたことについて真摯に謝罪して欲しいと思っています。

安倍首相のように、侵略戦争を推し進めた靖国神社に参拝する行為は、靖国神社を美化し、日本政府が中国侵略戦争を全く反省していないことを示すものです。それは、私たち中国人の気持ちを深く傷つける行為です。

4. 侵略戦争を反省した新憲法と中日共同声明

戦後の日本は、残虐な被害を出した侵略戦争への反省から、国民主権と平和主義を基調とする新しい「日本国憲法」を定めて再出発しました。

新憲法は、前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」と定め、憲法9条は戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を定めました。また憲法20条は信教の自由と国の宗教活動の禁止を定めています。この新憲法は、中国をはじめとするアジア諸国などに対し、侵略戦争を深く反省し二度と戦争を行わないという日本の誓いを対外的に示したものです。

また、1972年に締結された日中共同声明は、その前文で「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」と述べています。

この部分は中日共同声明の中で最も重要な一文で、日本政府が中国への侵略戦争に対する真摯な反省を実行することを約束したものです。

この日本政府の約束があってこそ中国政府は、中日共同声明で「中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」と宣言し、また中日国交回復を承認したのです。

安倍首相の靖国神社への公式参拝は、日本国憲法と中日共同声明の根本精神を踏みにじり、日本政府を信頼した中国人の気持ちを踏みにじる行為です。

5. 238名の中国人原告の気持ち

これまで述べてきた理由から、中国人は安倍首相の靖国神社参拝に強く反対していますし、現に今回の昨年10月に提訴された安倍靖国神社参拝違憲訴訟には中国大陸から238名の中国人が原告として参加しています。

その中国人原告の中には、日本軍の中国侵略によって肉親を殺された遺族や自分自身が傷つけられた人が含まれています。

1940年から1942年にかけて、日本軍731部隊は、中国浙江省の衢州市や寧波市にペスト菌を使った細菌作戦を実施し、また湖南省常德市にも同様にペスト菌を使った細菌作戦を実行しましたが、今回の提訴には日本軍の細菌戦犠牲者の遺族が原告として多数参加しています。例えば、細菌戦の湖南省の犠牲者遺族のG・Fさん（原告番号125番）や浙江省の犠牲者遺族のW・Xさん（原告番号210番）などがそうです。

また、1938年12月から1944年にかけて、日本軍の陸海軍航空部隊は、中国重慶市や四川省に対して計2百回を超える重慶大爆撃を連続的に行いましたが、今回の提訴にはこの重慶大爆撃の犠牲者の遺族が多数参加しています。例えば、四川省樂山市のY・Mさん（原告番号149番）や重慶市のD・Hさん（原告番号173番）や四川省成都市のL・Sさん（原告番号233番）などがそうです。

今回の靖国神社参拝違憲訴訟の原告となった私を含む中国人238名は、全員、日本軍の中国侵略戦争に対する日本政府の姿勢に強い関心を持っています。

このような中国人の立場から見れば、安倍首相の靖国神社参拝は、侵略戦争に対する反省の証である日本国憲法や中日共同声明を踏みにじり、中国に対する侵略戦争を美化する絶対に許されない行為です。

6. 侵略戦争の事実を否定する安倍首相の危険な言動

実は、安倍首相は、一昨年靖国神社参拝以前から、一貫して日本の戦争責任問題について極めて不誠実な態度を取り続けてきました。例えば、安倍首相は「A級戦犯は国内法的には犯罪者でない」とか、「いわゆる侵略戦争ということについては、これは国際的な定義として確立されていない」などという驚くべき言動を繰り返して行ってきました。

このような発言を繰り返している安倍首相は、日本軍が行った中国・アジアに対する戦争が侵略戦争だった事実を正面から否定し、むしろ美化し正当化しようとして

いるとしか思えません。

しかも安倍首相は、憲法改正で憲法9条をはじめとする新憲法の平和主義を廃棄しようとしています。

安倍首相は、私たち中国人がA級戦犯が合祀されている靖国神社への首相参拝に強く反対していることを充分承知した上で、あえて靖国神社に公式参拝しました。

このような安倍首相の靖国神社参拝は、これまでのどの首相の靖国参拝よりも悪質であり、中国人の心を深く傷つけるものです。

7. 裁判官に訴えたいこと

現在の中日関係にとって、日本政府が侵略戦争を反省するか否か、即ち、歴史認識問題が最大の障害になっています。この歴史認識問題は中日両国の投資・貿易・交流に深刻な悪影響を及ぼしており、今や中日関係は「政冷経冷」の局面にあります。

今回の安倍首相の靖国神社参拝は、中日間の対立をますます激化させています。私が望んできた中日友好は遠ざかろうとしています。私は、日本人の勤勉さや誠実さを知っていますし、多くの誠実な日本人が中日友好のために努力していることを知っています。私自身も安定的な中日友好関係の実現のためにささやかながら力を尽くしてきました。だからこそ安倍首相の意識的に侵略戦争の事実を否定する発言は絶対に容認できません。また今回の安倍首相の靖国神社参拝は、中国人を大量虐殺した侵略戦争を肯定するもので、全ての中国人は強く反対しています。

このような安倍首相の言動が今後も続くならば、知日家を自認してきた私でさえ、日本や日本人に対する見方を変えざるを得ません。そうならないためにも、安倍首相が二度と靖国神社に参拝しないように強く望みます。

最後に、私は、裁判官の皆さんに、安倍首相の靖国神社参拝が中国人の気持ちを著しく傷つけているという私たち中国人原告の切実な訴えを真剣に受け止めて欲しいと思います。そして、侵略戦争に対する日本政府の反省を約束した中日共同声明の精神に沿った画期的な判決を出されるよう強く望みます。

(江蘇鐘山明鏡法律事務所 所長 弁護士)

第3回口頭弁論報告集会*弁護団の発言より

*その他の方の発言については、巻頭の報告をご覧ください。

●第3回口頭弁論の流れ

I・A

今日はあまり荒れなかったので、面白くなかったと思われた方もいたかと思います(笑)。今回荒れなかったのには理由があります。補助参加を要求している連中が、3日前の6日に第三弾の申請を119名で出したんです。すぐにA弁護士が異議申し立ての文章を書いて出したんですが、裁判所ももう三度目だからと、今日の法廷では口頭で却下しました。そのおかげで、今日来ていた靖国応援団の代理人がしゃべる機会がなかった。それが、今回盛り上がり欠けた理由かな、と(笑)。それから、今回をもって第2次訴訟と第1次訴訟の併合が決定されました。本来なら、用意していた第二準備書面も陳述したかったのですが、なんといっても今回のメインはP・MさんとL・Hさんの意見陳述なので、時間的な制約もあり、今回は見送りました。けれども、ぜひお読みいただきたい。この書面で最も強調したい部分は、この間の安倍政権の動きをまとめた冒頭の部分です。つまり、この訴訟は、現在進行している安倍政権の暴走に歯止めをかけるという意味を持っているんだ、そういう緊張感を裁判所も持ってほしいということで、原告の方にまとめてもらいました。よくまとまって読みやすくなっていると思います。今回以降、期日間の安倍の動きをウォッチした書面を、どんどん出していこうと思っています。

それから求釈明について。前回、安倍首相が靖国参拝をしたときの状況が非常に不明確で、誰に伝えたのか、事前に外国の大使館に伝えたようだがいつそれをしたのか、靖国神社と事前にどういうやりとりをしたか、細かく求釈明をしたのに、すごくあっさりした回答とも言えない回答が返ってきたので、F弁護士にさらにネチネチ書いてもらいました。

第二準備書面への反論を国側は5月頃にするということですが、その後、こちらは主張計画、つまり、概括的なものではなく、より掘り下げて主張をしていく手順を出すことになります。国側代理人は、どうせもう主張も出尽くしているのだから、みたいなことをごちゃごちゃ言いました。これは、小泉靖国訴訟の時に「首相の靖国参拝によって害されるのは所詮感情に過ぎない」といった、ひどい最高裁判決が出ているのですが、すでに争点は出尽くして新しい主張はないだろうと言いたいわけです。でも、小泉の時と安倍の時と、時代はまるで違う。このことを私たちが強く主張・立証していきたいのですが、それ以前の問題として、国側は求釈明に何も応えていないじゃないか、ということも、前回ほどではなくジャブ程度(笑)に、私の方で言いました。以上が今回のご報告です。

●裁判の壁を打ち破っていききたい

K・Y

裁判というのは、別の裁判で主張したことだから、それでいいということにはならないので、あらためて靖国神社の歴史や役割というものについて、きちんと主張・立証することが必要です。とりわけ、たとえば『新編靖国神社問題資料集』

などが明らかにしたような、国と靖国神社との特別な関係が、小泉訴訟以後、明らかになった事実としてあるわけです。安倍政権の時代性は、小泉の時代とは異なっている。

政教分離違反だということだけでは、いまの裁判制度では勝つことができません。どういう権利侵害があり、損害を受けたかを立証しなければならない。けれども、政教分離違反自体が、少数者の権利侵害に他ならないということを強く主張して、これまでの政教分離裁判の壁も打ち破っていきたいと考えています。なかなか厚い壁ではありますが。

裁判所は憲法判断を避ける傾向にありますが、それは裁判所の職務放棄なのではないか。こういったことも憲法学者の証言として裁判官の前で陳述していきたい。そうした全体の流れを、7月くらいまでに立証計画として裁判所に出さなくてはなりません。大変ですが、引き続き頑張りましょう。

●中国人原告について

I・K

今回、中国人原告も集めたいということで、私の方でも何人かご紹介しました。731部隊の細菌戦被害者の方と重慶爆撃の被害者の方で、それぞれ日本で裁判をおこなっておられた方々です。中国の戦争被害については、すでに30件余り、日本で提訴され審理されているわけですが、その特徴は、地域ごとにまとめて大量の被害者が存在しているということです。いわば地域の記憶が戦争の記憶と結びついている。今回中国人原告が大量に参加されたのはそういう理由もあるのです。ここにおられるW・Xさんや、きょう陳述されたL・Hさんも、そういう立場から原告に加わって下さいました。お二人とも日本の留学しておられた方で、中国の原告にこの訴訟のことを伝える窓口となっていたいただいています。

●被告側の姿勢に怒り心頭

F・T

第二準備書面の求釈明についてですが、われわれは訴状で、参拝当日の安倍の行動について、報道に基づいて主張しているわけですが、被告側は、新聞等でそのように報じられていることは承知していると、そういう形でしか事実の認否をしなかったわけですね。事実に触れると困ることになるからでしょう。それで前回、もう少しちゃんと事実を明らかにしろ、報道があったことを認めるというのなら、その報道が事実かどうかを認めなさいよ、という求釈明をしたわけです。それに対する答えが、「答える必要なし」というものでした。安倍と国はそうです。靖国神社は少し答えましたが、こちらの質問にきちんと答えるのではなく、肩すかしです。

我々としては、もっときちんと答えてもらわなければ裁判にならない、裁判所も困るだろうということも、今回の第二準備書面にあらためて盛り込みました。被告側の準備書面は、ほんとうに紙切れ一枚くらいの、ひどいものです。会のHPでも見られるようになるということなので、皆さんもぜひご覧ください。怒り心頭請け合いです。

関西訴訟の現在

H・M ●安倍靖国参拝違憲訴訟の会・関西 事務局長

関西訴訟第2回弁論（2014年10月21日）、第3回（1月9日）、第4回（2月23日）の概要について報告します。第2回弁論より、補助参加申請があり、用意していた原告意見陳述はできませんでした。進行協議においても裁判所は今後も認めないと明言しました。この時点では、裁判所の姿勢は、小泉訴訟の最高裁判決にある例の「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加える性質のものではなく、このことは内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合においても異なるものではない」を素朴に信じていたのだと思います。

しかし、第3回弁論の雰囲気は少し違いました。

当方の第一及び第二準備書面が陳述されその要旨が書面担当の弁護士から簡潔に説明されました。第一準備書面の要旨説明には靖国の代理人からクレームがつかしました。靖国は第一準備書面は「請求の原因を基礎づける事実ではない」と言うのです。つまり、第一準備書面は靖国神社の政治的・宗教的性格とその歴史について述べているのですが、それは簡単に言えば、「靖国神社は明治の創立から現在に至るまで一貫して①国と一体の宗教施設であり（ということは戦後は政教分離違反施設であり）②戦没者に謝罪追悼することのない英霊顕彰施設である」ということです。靖国神社の、この宗教的・政治的性格が原告らの様々な権利を侵害する基礎にあるわけですから、これこそ損害賠償せよとか参拝を差し止めよという当方の「請求の原因を基礎づける事実」なのです。靖国の代理人のクレームは前述の小泉参拝違憲訴訟における最高裁判決中にある「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加える性質のものではなく、云々」という方向へ持っていかうというたくらみがあるのですが、裁判所は靖国の性格が「請求の原因を基礎づける事実」であるかどうかについては「双方の見解に違いがあるでしょうから」という形で当方の要旨陳述を認め、担当のO弁護士が簡潔に要旨を陳述しました。

第二準備書面は、被告らの「参拝は私的に行われたものであり政教分離違反ではないし、原告らの権利をなんら侵害していない」という主張に対する反論です。書面の前半は、安倍参拝が首相の職務行為としてなされたこ

と（私的な行為ではないこと）の証明であり後半は明白に権利侵害があるという主張です。それぞれ担当のY、N弁護士が要点を簡潔に説明しました。

要旨陳述の終了後、裁判所は次回以降の進行について双方に確かめ、被告に当方の第二準備書面についての反論があるなら次回弁論（2月23日）の一週間前までに準備書面を出すこと、当方に今後の立証計画を出すことを促しました。この中で、平和的生存権についての主張立証が不十分ではないのかという質問（あるいはイヤミ?）をしてきました。N弁護士がその用意はあると返事しました。

裁判所は前回の進行協議の時とは相当雰囲気が変わり、4月以降の弁論で尋問などによる権利侵害の立証を認めるのではないかという感触でした。

第4回弁論は、第三、第四準備書面を提出し、その要旨と意義をそれぞれ担当のK、W弁護士が説明しました。第三準備書面は「敗戦後の靖国神社合祀への被告国の主体的関与」を『新編靖国神社資料』にもとづいて克明に明かしたものの、第四準備書面は本件参拝が戦争の準備をなす意義を持つことから、原告らの「平和的生存権」を侵害する行為であることを明らかにしています。この二つはそれ自体読み物としても面白いし、法廷で述べたK、Wの要旨・意義と併せて読むことをお勧めします。被告三者は、それぞれ第二準備書面を提出しています。一つは、一部の新聞報道で、「安倍は玉串料を（私費で）支出」とあるので当方はそれを指摘しているのですが、三者ともそれを否定しています。また、三者とも前回からの主張の繰り返し、すなわち、小泉参拝違憲訴訟最高裁判決によって原告らの被侵害利益はないとの主張をしています。

また、当方は「立証計画」を提出しました。内容は、K、T意見書の4月末提出と尋問請求、原告10人の尋問請求（氏名はすでに内定しているが裁判所には未提出）、および靖国（遊就館を含む）の現地検証です。これに対して、被告からは尋問等は基本的に必要がないと考えているが、立証の具体的主旨が不明確なので態度保留ということでした。

補助参加申請人の動きについては、東京と同じなので報告は割愛します。

原告からの発言 (5)

植民地主義と新しい戦争のための神社

Y・H ●ノー!ハブサ訴訟支援する会事務局

私が何故この訴訟に参加したか、その理由について申し述べます。

ひとつは、私が韓国人遺族の靖国合祀取消（ノーハブサ）訴訟の支援をしているからです。もう一つは、安倍首相の靖国神社参拝は、この国を「戦争する国」に変えていくために行われたと思うからです。

靖国神社には2万1千人以上の朝鮮出身軍人・軍属の戦死者が合祀されています。その大部分は遺家族に何の通知も断りもなく合祀されています。創氏名のまま合祀されています。遺族には日本人であれば支給される戦傷病者戦没者遺族等援護法の給付金はありません。こんな理不尽が許されるのでしょうか？ 遺族は当然、合祀取り消しを求めます。しかし、靖国神社は「宗教の自由」(?)を盾に、遺族の合祀取消要求に応じようとしません。裁判所も韓国人遺族に「さしたる被害はない」「寛容であれ」と言って、その請求を退けています。もう頭がクラクラします。こんなに人の心情を蔑ろにし、無神経な宗教があつてよいのでしょうか？ そんな靖国神社に安倍首相は「平和を祈念」するため参拝したそうです。しかし、靖国神社には、江華島事件で戦死した日本軍兵士、義兵闘争を鎮圧するため出動し何万人も殺戮した韓国駐劄軍兵士、朝鮮から多くの民衆を

日本軍軍人・軍属として戦場に送り出した時期の朝鮮総督であった小磯國昭（A級戦犯）も「英霊」として祀られています。そのような日本軍兵士と同じく「英霊」として自分の父・兄などが祀られているとしたら韓国人遺族はどう思うのでしょうか？そこに参拝することがどうして「平和を祈念」することになるのでしょうか?! あり得ません。安倍靖国参拝は植民地主義そのものであり、平和を危うくする行為です。

安倍首相は集团的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。自衛隊恒久派兵法を制定、武力攻撃事態法、周辺事態法、自衛隊法などを「改正」して、自衛隊をいつでもどこへでも派兵できる態勢を築こうとしています。自衛隊員が殺し、殺されることになることは必定です。そうなった時、支配者に何が必要か？ 靖国神社です。それを見越し、満を持して安倍首相は靖国参拝を行ったのです。安倍靖国参拝は、自衛隊員に「覚悟」を迫り、国民の中に「戦意」を醸成していくために実行されたとみるべきです。

安倍靖国参拝は違憲です。20条に違反するだけではありません。前文、9条、13条など幾つもの条文に違反する行為です。

罪を覆い隠す白く塗った墓ヤスクニ

E・S ●事務局

この度、私が原告となった直接のきっかけは、昨年9月12日、千駄ヶ谷区民会館にて行われた学習会「ヤスクニ入門～なぜ私たちは安倍首相の靖国参拝を問題にするのか?」に出席したことである。第二次提訴の原告に加えていただいた。

以前より、毎年10月の例大祭前に、日本長老教会社会委員会と日本キリスト改革派教会との合同で、重慶裁判の事務局長でもあられるN・S氏のガイドで靖国神社周辺と遊就館を見学する「ヤスクニ探訪」が行われており、私もヘルパーとしてほぼ毎年参加している。12回目となった昨年の10月には、本裁判の弁護士団長K・Y弁護士も参加してくださった。戦前・戦中からそのまま時間が止まってしまったかのような靖国神社周辺の空気……。毎年同じ場所を巡る訳だが、「定点観察」を続ける中で、ここ数年、殊に安倍政権となってから、緊迫感が大きく増していることに震撼とする思いであった。オセロの盤面がひっくり返されるような勢いで右傾化が進んでいる。このままでは……との思いで学習会に参加し、I・Y弁護士の「活動することで見えてくるものがある」との言葉にハッとした。「これだ!」と思い立ち、原告に加わることに。勢いで事

務局にも……と、手を上げてしまった。微力だが、できるところで頑張っていきたい。

靖国神社は、戦争神社である。過去の「事実」は決して消すことはできない。けれども「ヤスクニ」のシステムの中で、悲惨な死を遂げた戦死者は「軍神」「英霊」として祭り上げられ、「崇敬」の対象となっていく。「キレイごと」にされてしまうのだ。戦没者の血の海とこの国の加害の歴史の汚辱を覆い隠す白く塗った墓「ヤスクニ」。その奥には、無限の漆黒の深い闇が広がっている。その闇に光をあて、カラクリを破るべく、断固として対抗していかなければならない。

今、安倍政権を支持する人々の多くが40代、50代の男性だと言う。ヘイト本を買うのも同じ世代とのこと。「日本礼賛」本も大いに売れているらしい。戦後生まれ、戦後育ち、戦争を知らない世代。なぜ、彼らが安倍政権を支持し、「永遠の0」に沸くのか……。私も同世代だが、私たちは戦争の「リアル」を知らない。平和な世の中で、快適な部屋で、手にする図書やインターネットの情報によってその悲惨さを想像し、傷みを共有する。けれどもそれは、戦争体験者の「リアル」とは大きくかけ離れている。「知らな

い」ということを謙虚に受け止め、もっと真剣に彼らの声に耳を傾けるべきであろう。誤解してはいけない。「英霊を被告席に……」ではなく、歴史の事実を否定し矮小化し、戦死者の霊を二重の意味で踏みにじるこの国と安倍首相、戦争システムである靖国神社を被告席に据えているのである。

1988年8月、初めて訪れた韓国で、独立記念館を見学した。その時の衝撃……。目の前に示された厳然たる加害の事実。「私はこれまで何を学んできたのか……」「何も知ってはいなかった……」という悔しさ。申し訳なさ……。この体験が、私の今の活動の原点である。

東京弁護士団と大阪弁護士団が合同の会議

U・T ● 弁護士団

2月23日、東京弁護士団と大阪弁護士団の合同会議が大阪弁護士会で開かれました。

この日は、大阪地裁にて安倍参拝違憲訴訟・大阪の期日があった日でもあり、それに合わせて東京弁護士有志が大阪を訪問しました。期日後、大阪弁護士会館で報告集会が行われ、その場で大阪・東京弁護士団会議が行われました。大阪弁護士からは、K・H弁護士、N・M弁護士、Y・E弁護士、A・K弁護士、O・S弁護士、W・Y弁護士、S・Y弁護士が出席し、東京弁護士からは、K・Y、I・A、A・F、F・T、U・Tが出席しました。そして会議が終了するかしないかという時にS・Yが到着しました。

会議では、その日の期日についての話がまず最初に話題となりました。東京弁護士はこの日初めて大阪訴訟の期日に出席したのですが、明らかに性急に訴訟を進行させようとしている裁判所の訴訟指揮を目の当たりにして、非常に驚き危機感を感じたからです。これについて、大阪弁護士によると、この手の訴訟は（以前の同種の訴

訟があるため）既に用意ができていようという感じで期日をどんどん入れられてしまうということでした。ただ、性急な訴訟指揮は、裁判長の特性による可能性も高いそうです。しかし、大阪弁護士も、性急な訴訟指揮に差し込まれるのではなく、今回の期日では「平和的生存権」について新たな主張を展開したことにより、スピード審理に対しじっくりと時間をかける審理へと一石を投じた結果となったようです。

その他、平和的生存権や宗教的人格権（大阪では、伝統的に「宗教的人格権」という用語は使っていないとのことでした）といった、請求原因についての意見交換もなされました。また、政教分離違反は直ちに人権侵害となるということ、粘り強く主張し続けようということも相互に確認できました。

大阪と東京では、安倍の靖国神社参拝行為を違憲とする柱は同じであるものの、主張の具体的内容にはそれぞれ個性があり、双方の意見交換により、いろいろな気づきを得ることができ、とても有意義な機会でした。

弁護士団会議後は、弁護士会近くにある、大阪弁護士団の馴染みの中華料理店で美味しい中華料理と紹興酒をいただきながら、懇親を深めた一夜でした。

ノー！ハブサ訴訟・朴基哲さんが陳述

Y・N ● ノー！ハブサ・合祀絶対訴訟事務局長

3月4日、ノー！ハブサ（NO！合祀）第2次訴訟の第3回口頭弁論が東京地裁で開かれた。2013年10月22日の提訴時にも来日した、P・Kさんが参加し、意見陳述を行った。

Pさんは、「父は私が生まれたことも知らずに亡くなった。祖母は息子を戦場に送った後、食事も出来ず、床に伏したまま、病気が回復できずに亡くなった。私が生まれてからあちこちを転々とし大変苦労しながら生きてきたことを父が知ったら、どんな気持ちになっただろうか。私のような韓国人には、引っぱられて行った家族が後にどうなったのか、誰も教えてくれなかった。明日は帰



てくるだろうか、明後日には帰ってくるだろうか、毎日毎日希望を持ち、待ち続けた人々の心を考えてみてほしい。その苦痛が60年、70年経った今も続いている。人

を引っ張って行って、どうなったのかも知らせることもせず、勝手に合祀し、過ぎ去った長い歳月を、靖国神社はどう説明しようとするのか。その多くの人々の恨みの気持に対し、どのように応えようとしているのか」と訴えた。

前回・今回、原告が論述したように、江華島事件で戦死した水夫が合祀されて以来、朝鮮の軍事支配の過程での日本軍・警察の戦死者が靖国神社には多数合祀されている。1900年代初めに朝鮮全土で沸き起こった義兵闘争に対して、日本軍は絶滅作戦を実施し、その過程の戦

死者 280 人が靖国神社に合祀されている（「靖国神社忠魂史」）。日本軍側の記録「朝鮮暴徒討伐誌」によれば、日本側戦死者 136 人に対して、義兵側の戦死者は 1 万 7779 人となっている。これはジェノサイドだ。1910 年には「韓国併合奉告祭」が靖国神社で催されている。靖国神社は韓国人にとってまさに「侵略神社」だ。

裁判には韓国からはるばる歌手の若者が飛び入り参加し、総括集会で歌を披露。夜には作家の Y・H さんの講演会も開催し、「少国民」教育をリアルにお話しいただいた。

事務局からのお知らせ

■会費ご入金をお願い 資金がピンチです！

4 月で年度が変わります。資金がピンチです！
2015 年度の年会費をご入金下さい。
2014 年度がまだの方は合わせてご入金下さい。

原告：年会費 3000 円
支援会員：年会費 一口 2000 円（何口でも……）

* 同封の振込用紙をお願いします。
郵便振替口座 00170-2-291619
加入者名：安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

充実の弁論を進めるために、たくさんの費用がかかります。

【今年度の支出予定】
未払いの訴訟着手金、弁護団の書面作成費用、出張費、ニュース発行・送料、支援者募集チラシ作成など、印刷費、集會会場費、通信費、事務費などの他に、学者意見書執筆依頼費、海外書類発送費、海外 5 か国在外原告の意見陳述 通訳、翻訳の費用 などなど

今年度だけで〇〇万円以上の支出が予想されます。
カンパ大歓迎です。よろしくをお願いします。

■まだまだ支援会員募集中！

原告は締切らせていただきましたが、共に闘う支援会員の仲間はまだまだ大募集中です。周りの方々にこの訴訟の意味をお伝え頂き、お誘いしてください。
入会は同封のチラシ、または振り込み用紙に「支援会員」と書いて、年会費 2000 円（一口）を、上記記載の郵便振替口座まで、お振り込みください。

■第 4 回・第 5 回口頭弁論のおしらせ

第 4 回口頭弁論●6 月 12 日（金）午後 2 時～

東京地方裁判所 103 号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）

第 5 回口頭弁論●7 月 17 日（金）午後 2 時～
東京地方裁判所 101 号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）

* 被告側支援者の動員もあり、傍聴券抽選が 1 時 30 分頃にあります。
訴訟支援のためにも、積極的な傍聴支援をお願いいたします。

■ノー！ハプサ（NO！合祀）第 4 回口頭弁論

5 月 27 日（水）午前 10 時～
東京地方裁判所 103 号法廷
終了後報告集会（弁護士会館予定）

* 傍聴券抽選が 9 時 30 分頃には行われると思います。

■活動日誌（2015 年 1-3 月）

- 1・9 靖国訴訟・関西 第 3 回口頭弁論
- 1・23 弁護団会議
- 2・5 第 14 回事務局会
- 2・9 弁護団会議
- 2・11 なくせ！建国記念の日 許すな！靖国国営化 2.11 東京集会で I・A 弁護団事務局長が講演
- 2・16 弁護団会議
- 2・23 靖国訴訟・関西 第 4 回口頭弁論 関西・東京合同弁護団会議
- 2・25 弁護団会議
- 3・4 ノーハプサ第二次訴訟 第 3 回口頭弁論
- 3・9 靖国訴訟・東京 第 3 回口頭弁論（東京地裁 103 号法廷）、同報告集会（弁護士会館 1006 号）
- 3・18～19 弁護団原告聞き取り
- 3・21 キリスト者政治連盟公開講演会で K・Y 弁護団長が講演
- 3・26 第 15 回事務局会 ニュース第 5 号発送